

セキュアOSに関する調査研究会
第2回 議事要旨

【日時】 平成15年7月22日(水)14時～16時

【場所】 経済産業省別館8階 827会議室

【出席者】

〔研究会構成員(敬称略)〕

有田構成員(山口代理)、石井構成員、泉澤構成員、泉名構成員(武藤代理)、斎構成員、今井構成員、大木構成員、大野構成員、後藤構成員、阪田構成員、坂村構成員(西山代理)、高橋構成員、村岡構成員、佐藤構成員、高澤構成員、田中構成員(小林代理)、寺本構成員、土居構成員、中上構成員、東構成員、平野構成員、水谷構成員(林代理)、山田構成員、脇構成員

〔総務省〕

清水政策統括官、寺崎参事官、武井情報流通振興課長、武田情報セキュリティ対策室長、赤坂課長補佐

(オブザーバー)

橋本情報システム企画課課長補佐 高島地域情報政策室係長

【配布資料】

資料1 セキュアOSに関する調査研究第1回議事要旨(案)

資料2 マイクロソフトのシェアードソースプログラム(SSP)及びガバメントセキュリティプログラム(GSP)

【議事概要】

1. 開会
2. 配布資料確認
3. 前回議事録の確認
4. 議事概要

(1) マイクロソフトのシェアード・ソース・プログラム及びガバメント・セキュリティプログラム

東構成員から、資料2に沿って説明。

〔質疑応答・討議〕

- ・ガバメント・セキュリティ・プログラム（GSP）では、政府にソースコードは開示するが、その修正作業はマイクロソフトにしかできないと聞いている。
- ・シェアード・ソース・プログラム（SSP）では、原則としてマイクロソフトが修正作業を行う。これはマイクロソフト以外が修正を行うと、責任を持ったサポートを提供できなくなるためである。ソースコードに対する権利には、参照（reference）権、デバック（debug）権、修正（modify）権、派生物作成権（商用の派生製品を作成する権利）、頒布（distribute）権（派生製品を配布する権利）などがある。
- ・提供されたソースコードが、実際に使用されている OS のソースコードと同一のものなのか、自分でコンパイルしバイナリーレベルで確認できると安心できる。提供されたソースコードが本物であるという保証がないと、参照する意味が無い。提供されたソースコードを本物と客観的に判断できる環境を明確に提示することが必要ではないか。
- ・ソースコードの開示はテープなどの媒体に記録して提示する形態では行っていない。4000 万行もあるソースコードをただ見てもわからない。専用のツールを介して本社にアクセスし ID・パスワード認証を行うことでソースコードの参照が行える。この開示ツールでは、どの行が OS のどの機能に当たるかをトレースできる。
- ・暗号部分などの見せたくないコードが 1%から 2%ほどあると聞いたことがあるが、4000 万行のコードの 1%は 40 万行になる。暗号だけで、40 万行必要だろうか。見せたくないコードには他にどのようなものがあるのか。
- ・基本的に、ここでいう見せたくないソースコードとは、暗号部分と他社のライセンスを使用している部分である。
- ・商用ソフトをシェア拡大のためにオープンソース化する、オープンソースコミュニティに人材を集め投資し商用ソフト開発を行う、開発商用ソフトを量販して先行投資を低減化させる、など様々なビジネスモデルを持つ企業らがある。また GPL が知的財産権を否定し、IT 関連産業の健全な発展の阻害になると指摘しているが、知的財産権を否定しているのは一部のライセンスだけであり、全てを否定しているわけではない。また、IT 産業のうち製品販売関連の収入は確かに下がると思うが、付加価値サービス分野の競争が進み、発展すると思う。マイクロソフトの取り組み内容は説明されているが、OS に欠陥が生じた場合の対処手法に関する説明がない。例えば、顧客でバグが発見されても、ソースコードが開示されていないことからシステムインテグレータでは対処できない。マイクロソフトに問い合わせしても回答までに 2 週間くらい時間がかかることもあり、その間、顧客からはクレームが寄せられる。

- ・商用ソフトウェアと GPL の中間的なオープンソースソフトウェアは、商用ソフトウェアの補完的役割を果たし、マーケットでの共存は可能。セキュリティホールへの対応は、その都度情報と対策を提供している。OEM ベンダーやシステムインテグレータに対する SSP を提供しており、ソースコードに対するアクセス権を提供している。その中にデバッグ権があるかどうかは確認する。
- ・ GPL が不明瞭だと具体的に問題を指摘されたことはない。GPL に関しては法的にはコピーライトの問題しかない。SCO 社の事例は自社のコピーライトが侵害されているという明確な問題であり、対象がオープンソースであろうがなかろうが生じ得る問題である。また、何かトラブルが生じた時の対応ルールとして、マイクロソフトの社内ルールだけで良いのだろうか。あと、ソースコードを開示するだけではなく、誰がそのコードをメンテナンスしていくかが問題である。オープンソースでは、メンテナーという組織がはっきりしている。ソースコードがオープンになってもメンテナンスをするのがマイクロソフトのままであれば、オープンソースとは言えない。
- ・不透明性があるのは GPL のことであり、オープンソース全体の議論ではない。GPL の範囲が定まらないで議論しても何も生まないという印象がある。SSP に関しては商用ソフトであるから、製品に対する責任はベンダーが持つのが当然であると考えられる。メンテナンスも責任を持ってベンダーが行うものとの立場である。
- ・発表の中の「ガバメント」には地方政府も含まれているのか。
- ・GSP で想定しているのは中央政府である。ガバメント・ソース・ライセンシング・プログラムというガバメントには地方政府も含まれる。
- ・リナックスでは、バージョンが古くなった場合でも、リナックスのディストリビュータが倒産した場合でも、コミュニティにメンテナーが存在し、継続的にメンテナンスが続けられる。マイクロソフトでは、バージョンの古くなった製品のメンテナンスはどのように行うのか。
- ・当初は、原則として出荷後 5 年間の対応、もしくは 2 世代前までの対応を行っていた。しかし、この対応では日本での評判が悪かったので、現在では 5 年プラス 2 年のサポートを行っている。また、この 7 年間に経過しても、クイック・フィックスなどの対応は行わないが、過去のサポート履歴を公開している。
- ・GSP では、政府だけでなく政府が委託しているコンサルタント等の企業にもソースコードへのアクセス権が認められるのか。SSP において、アクセス権を持つユーザー同士が情報交換を行うことは可能か。また、ガバメント・ソース・ライセンシング・プログラムにおいて、自治体が修正したプログラムを他の市町村に配布することは可能なのか。
- ・政府がコンサルタント等の委託契約先にアクセス権を認めるには、GSP 契約の際にその企業を書き加える必要がある。SSP において相互に情報交換を行うことが

可能かは確認のうえ返答する。また、ガバメント・ソース・ライセンス・プログラムで自治体に認められるアクセス権は参照権だけであり、修正できない。

- ・米国はおそらく連邦政府のみが GSP レベルである。
- ・ GSP のできる前にヒューレットパカードがイギリス政府に Windows のカスタマイズを提供したとのことだが、これはどのような契約なのか。
- ・これは GSP とは完全に独立したものである。契約は、ヒューレットパカードとマイクロソフト、マイクロソフトと英国政府、英国政府とヒューレットパカードの 3 者間個別に行っている。
- ・この契約は OEM ソース・ライセンス・プログラムを拡張したものだと思う。
- ・ SSP はツールを使ってサービスにアクセスすることのことだが、デバックやモディファイはどのように行っているのか。
- ・政府調達を想定すると、要求仕様を設定する際に政府は GSP に基づき深い情報を知ることができる。これに対し応札側の企業にはこうした知識がなく、落札後に初めて知ることになる。入札前に企業が開示を受けることはできないのか。
- ・入札時点で全ての企業を、GSP の対象とすることははないと思う。
- ・ GSP の準拠法はどこになるのか。
- ・法律への準拠ではなく、契約への準拠となるのではないか。
- ・準拠法のない契約はあり得ない。
- ・修正権がマイクロソフトにあるままでは、日本政府の情報基盤はマイクロソフト次第ということになる。
- ・ソフトウェアベンダーとの関係であれば最新のソースコードが参照出来る方が良いが、政府としてのナショナルセキュリティを考えると、ある時点での OS のソースコード全てを精査する必要がある。全てを確認したら信頼できるようになる。現状は、OS の安全性を知る根拠がないため、信頼することができない。

5 . その他

次回は、9 月の開催を予定している。その間、これまでの議論の論点整理を行う。

6 . 閉会